

税のお知らせ

8月の納税等

村県民税／第2期
国民健康保険税／第2期
後期高齢者医療保険料／第2期
保育料／8月分
納期限／9月2日(月)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用ください。

税務課窓口で発行できる 主な証明書について

税務課の窓口で発行できる主な
証明書について紹介します。

1. 所得等証明書

新年度の証明書は毎年6月1
日から発行できます。ただし、
収入の確認が取れない方につい
ては、証明書の発行ができません
ので、その場で住民税申告を
していただく場合があります。

① 所得証明書
前年の1月1日から12月31日
までの1年間の所得金額が記載
されています。

② 課税・非課税証明書
所得証明の内容に加えて、村
県民税の年税額や、扶養控除、
医療費控除などの所得控除額も
記載されています。

2. 固定資産証明書

新年度の証明書は毎年4月1
日から発行できます。

① 課税台帳登録事項証明書

1月1日現在に所有している
土地・家屋の所在地、地目、地積
(床面積)等が記載されています。

② 評価額証明書

課税台帳登録事項証明書の内
容に加えて、評価額が記載され
ています。

③ 価格通知書(登記用)

記載内容は評価額証明書と同
じですが、使用目的が登記に限
られます。

④ 公課証明書

評価額証明書の内容に加えて、
税相当額が記載されています。

3. 納税証明書

各税目の年税額、納付済税額、
未納税額を記載します。また、
納期が来っていない税金につい
ては、「納期未到来」と表示します。

また、車検の際に必要な軽自
動車税の継続検査用納税証明書
は、過去も含めて未納がない場
合のみ発行できます。

○ 本人確認

窓口での申請者が、本人または
同じ世帯の方であれば、身分証明
書の提示により証明書を発行しま
す。それ以外の方は、委任状が必
要です。軽自動車税の継続検査用

納税証明書については、委任状
は必要ありませんが、車検証(コ
ピー可)の提示が必要です。

○ 手数料

1通200円です。ただし、証
明書によっては手数料が異なりま
すので、窓口、お電話、ホーム
ページにてご確認ください。

○ 郵送での申請

郵送でも申請することができま
す。次の書類を郵送してください。

- ・ 申請書(村公式ホームページ「暮ら
し↓税金↓税金」に関する主な証
明」よりダウンロードできます。)
- ・ 申請者の身分証明書のコピー
- ・ 切手を貼った返信用の封筒
- ・ 定額小為替郵便局で購入できます。)

● 問合せ先 総務部税務課

個人事業税第一期分の 納税をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限
は9月2日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書をお
送りしますので、納期までに納
付をしてください。

納税通知書に第一期分と第二期
分の納付書が同封されますので、
納付にあたっては、納付書をお開
きのないように御注意ください。

● 納付場所および納税方法

- ・ 金融機関、県税事務所の窓口
- ・ コンビニエンスストア、MMK設置店

※納付書の納付金額が30万円以下
のものに限ります。

- ・ Payeasy(ペイジー)に対応したイン
ターネットバンキングまたはATM
- ・ インターネットでのクレジット
カードによる納付
- ・ スマートフォンアプリ(PayB)
による納付

● その他

領収証書が必要な方は金融機
関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、
県税事務所の窓口またはコンビニエ
ンスストア、MMK設置店で納付して
ください。また、納税には便利で
安全な口座振替の制度もあります。
御希望の方は口座を開設している金
融機関の窓口で手続きをしてください。

● 問合せ先

西尾張県税事務所
県民税・事業税第二グループ
☎ 0586-451-3169
(ダイヤルイン)
ホームページ [http://www.
prefaichi.jp/soshiki/zeimu/](http://www.prefaichi.jp/soshiki/zeimu/)

事業者の皆様! 仕入税額控除の方式が 変わります!

2019年10月1日から
消費税・地方消費税の
軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方
に関係があります。
レジ導入などに対する
補助金もあります。



詳しくはこちら
軽減税率 国税庁 [検索](#)